

(証券コード 9849)
2021年6月7日

株 主 各 位

東京都台東区北上野一丁目9番12号
株式会社 共同紙販ホールディングス
代表取締役社長 郡 司 勝 美

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染防止にむけて、株主の皆様の安全を最優先に考え、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットにより、後述のご案内に従って2021年6月28日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階 ベルサール八重洲「Room 4」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第70期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内
次頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.kyodopaper.com>)に掲載させていただきます。

株主総会での株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社〇〇〇〇 申中

株主番号 議決権行使回数 個

〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇

お 願 い

1. ○○○○○○
2. ○○○○○○
3. ○○○○○○
4. ○○○○○○

株式会社〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
- 全員反対する場合 >> [否] の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> [賛] の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
- 反対する場合 >> [否] の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化し、経済活動が大きく抑制されて極めて厳しい環境が続きました。

国内紙流通業界におきましても、各種イベントの中止や規模縮小が相次ぐ中、チラシ・パンフレット等の印刷用紙需要が大幅に減少し、急速なデジタル化の進展と併せて一層厳しさを増しております。

このような状況下で当社グループは、顧客への訪問が制限される中、テレワークや時差出勤・Webの活用など感染予防を徹底しながら営業活動を展開してまいりました。

売上高は、下期に若干持ち直しを見せましたが、上期の落ち込みを埋めるに至らず前年を大きく下回りました。

利益面では、物流子会社の利益改善や所有不動産および有価証券の売却益を計上したものの、売上高の減少影響を補うことができず大幅な減益となりました。

当連結会計年度の業績は、売上高13,224百万円（前期比16.0%減）、営業利益4百万円（前期比97.1%減）、経常利益16百万円（前期比90.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益39百万円（前期比61.9%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 洋紙卸売事業

売上高は13,109百万円（前期比16.1%減）、セグメント利益（営業利益）は255百万円（前期比36.0%減）となりました。

② 不動産賃貸事業

売上高は121百万円（前期比0.4%減）、セグメント利益（営業利益）は40百万円（前期比3.1%減）となりました。

③ 物流事業

売上高は278百万円（前期比15.4%減）、セグメント利益（営業利益）は26百万円（前期比8.1%増）となりました。

当社グループの商品売上高を品目別にみますと、印刷用紙につきましては、重量では58,437トン、売上高は8,227百万円、情報用紙につきましては、重量では25,951トン、売上高は4,684百万円、その他につきましては、売上高は312百万円となりました。

当社グループの商品別の販売重量、売上高

(単位：重量トン、金額千円)

品 目		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		比較増減
			構成比		構成比	
印刷用紙	重量	72,225	72.2%	58,437	69.2%	△19.1%
	金額	10,350,628	65.7	8,227,675	62.2	△20.5
情報用紙	重量	27,847	27.8	25,951	30.8	△6.8
	金額	5,017,505	31.9	4,684,428	35.4	△6.6
その他	金額	380,471	2.4	312,803	2.4	△17.8
合 計	重量	100,072	100.0	84,388	100.0	△15.7
	金額	15,748,604	100.0	13,224,906	100.0	△16.0

(注) 「その他」は不動産賃貸、保管、加工および配送等による収入額を記載しております。

(2) 対処すべき課題

今後、新型コロナウイルスのワクチンの普及や政府による財政支援策等により経済活動が段階的に引き上げられていく一方で、新たな変異株の発生により感染再拡大が起きるなど、引き続き厳しい社会・経済環境が続くものと予想されます。

国内紙流通業界も電子媒体へのシフトが更に加速し紙需要の減少基調は一層厳しさが増していくと思われまます。

当社グループは、顧客・取引先・従業員およびその家族の安全を最優先とし、引き続き感染拡大防止に努めてまいります。また、終息後の紙需要を迅速に捉え新たな紙の可能性を追求するとともに、印刷用紙以外の商材開拓にも積極的に取り組み、将来のマーケットに十分な準備と体制を整えてまいります。物流事業におきましても、効率的な営業活動により外部顧客の需要を取り込み、グループ全体で連携をして企業価値向上に邁進してまいります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況

区 分	決 算 期	第67期 (2017.4~2018.3)	第68期 (2018.4~2019.3)	第69期 (2019.4~2020.3)	第70期 (2020.4~2021.3) (当連結会計年度)
売 上	(千円) 高	15,399,061	15,465,298	15,748,604	13,224,906
経 常 利 益	(千円) 益	107,872	135,005	177,947	16,976
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	(千円)	120,212	160,348	103,368	39,372
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	(円)	18.12	241.78	154.87	58.80
総 資 産	(千円) 産	9,066,937	9,413,359	8,806,711	8,451,793
純 資 産	(千円) 産	3,321,715	3,447,692	3,487,483	3,497,019

(注) 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
関 東 流 通 株 式 会 社	100,000千円	100%	紙の保管・加工・配送
ファイビストオフィス株式会社	500千円	20%	洋紙卸売

(注) 1. ファイビストオフィス株式会社の持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 持分法適用会社

会社名	資本金	当社の議決権	主要な事業内容
株式会社未来戦略研究所	3,000千円	33.3%	調査研究

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、洋紙の販売を主たる業務としております。

当社が洋紙を顧客へ販売しており、関東流通株式会社が当社を含む顧客商品の保管・加工・配送を行っております。

また、当社はファイビストオフィス株式会社を通じて特殊紙等を仕入れております。

(8) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

当 社	本社：東京都台東区
	支店：北関東（埼玉県深谷市）、大阪（大阪府東大阪市）、名古屋（愛知県名古屋市）、福岡（福岡県福岡市）、仙台（宮城県仙台市）、鹿児島（鹿児島県鹿児島市）
関東流通株式会社（子会社）	本社：埼玉県戸田市

(9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
洋紙卸売事業	118名	4名減
不動産賃貸事業	0	—
物流事業	14	1名減
全社（共通）	13	2名増
合計	145	3名減

(注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
130名	2名減	48.2歳	22.1年

(注) 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む従業員数であります。

(10) **主要な借入先の状況** (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) **事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

(12) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

(13) **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

該当事項はありません。

(14) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

(15) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 2,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 669,577株 |
| | (自己株式65,767株を除く。) |
| ③ 株主数 | 1,854名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日 本 製 紙 株 式 会 社	126	18.89
日 本 紙 通 商 株 式 会 社	78	11.70
日 本 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	71	10.69
国 際 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	44	6.59
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	18	2.72
巢 鴨 信 用 金 庫	18	2.69
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	13	1.97
郡 司 光 太	10	1.58
新 生 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	10	1.57
郡 司 勝 美	8	1.22

- (注) 1. 当社は、自己株式を65,767株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	郡 司 勝 美	関東流通(株)代表取締役社長
取締役	金 谷 吉 之 助	専務執行役員全店営業統括
取締役	坂 本 浩 紀	常務執行役員経営企画本部長兼総務企画部長
取締役	木 村 純 也	常務執行役員管理本部長兼監査室長
取締役	市 川 裕 三	常務執行役員本店洋紙本部長
取締役 (監査等委員)	川 又 肇	
取締役 (監査等委員)	川 島 英 明	弁護士 (川島法律事務所代表)
取締役 (監査等委員)	木 村 尚 二	日本紙通商(株)常務取締役新聞出版用紙本部長、仕入物流本部・卸商本部・直需本部・札幌支社担当
取締役 (監査等委員)	西 本 智 美	日本製紙(株)グループ販売戦略本部長代理兼営業企画部長

- (注) 1. 2020年6月18日付で、木村尚二氏は日本紙通商(株)常務取締役洋紙営業本部長から日本紙通商(株)常務取締役新聞出版用紙本部長、仕入物流本部・卸商本部・直需本部・札幌支社担当に就任いたしました。
2. 取締役(監査等委員)川又 肇氏、川島英明氏、木村尚二氏および西本智美氏は社外取締役であります。なお、当社は取締役(監査等委員)川又 肇氏および川島英明氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役 川又 肇氏、川島英明氏、木村尚二氏および西本智美氏と当社の取引関係はありません。
4. 当社は、監査等委員会の監査が実効的かつ円滑に執行されるために監査室がその業務の補助を行い、コンプライアンス全般を担当する経営企画本部と連携して監査等委員会の職務を十分補完しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が定める額であります。

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象取締役が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	86,754	76,800	－	9,954	5
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	8,400 (8,400)	8,400 (8,400)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合計 （うち社外取締役）	95,154 (8,400)	85,200 (8,400)	－ (－)	9,954 (－)	9 (4)

(注) 1. 取締役（監査等委員）は、全員社外取締役であり、他に社外取締役はおりません。

2. 譲渡制限付株式報酬は、2019年8月1日付で対象取締役5名に交付された29,865千円（6,600株）のうち、当事業年度分として費用計上された金額を記載しております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

- a. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第65回定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名であります。
- また、2018年6月28日開催の第67回定時株主総会において取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入をご承認いただき、上記報酬限度額の範囲内で年額30,000千円以内、株式数の上限を7,000株、譲渡制限期間を3年間とすることにつき決議をいただいております。本制度は、対象取締役に對し企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役の報酬と株式価値とを連動させ、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。
- なお、当該株主総会終結時点の本制度対象取締役の員数は5名であります。
- b. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第65回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役（監査等委員）の員数は4名であります。

ハ. 取締役の個人別報酬等の決定方針に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と、短期業績連動報酬である賞与（金銭報酬）および中長期的な企業価値向上へのインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬の3つで構成されております。

報酬総額は、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、役位・連結業績・株式の市場価格等を勘案して算定された原案を、代表取締役と独立社外取締役2名で構成される報酬諮問委員会で検証・審議のうえ、毎年株主総会后に行われる取締役会において決定します。

取締役（監査等委員）報酬は、その職務に鑑み固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみとし、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、監査等委員会の協議により決定します。

取締役の個人別報酬等の内容にかかる決定方針は以下のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

月例の固定報酬とし、役位および担当職務に基づき取締役会で決定します。

b. 業績連動報酬に関する方針

取締役（監査等委員を除く。）に対し、事業年度ごとの連結業績等を踏まえ、計画達成度合いに応じて算出した賞与原案を、報酬諮問委員会でその妥当性につき検証・審議のうえ、取締役会で決定します。

c. 非金銭報酬に関する方針

取締役（監査等委員を除く。）が中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献する意欲を一層高めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。連結業績および中期計画等を勘案して株主総会で決議された限度額と上限株数の範囲内で交付総額の原案を策定し、取締役会で決定します。個人別の割当については、役位および在任期間、業績貢献度合い等を総合的に評価し、報酬諮問委員会において検証・審議のうえ決定します。

二. 取締役の個人別報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の個人別報酬額は、取締役会の決議に基づき代表取締役社長 郡司勝美がその具体的内容の決定につき委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の金銭報酬（基本報酬および賞与）の額と評価配分とします。委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の担当領域に対する職責を評価するには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、委任された決定事項は、その妥当性につき報酬諮問委員会において検証されており、個人別報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）川又 肇氏は、他の法人等との兼職はありません。
- ・取締役（監査等委員）川島英明氏は、川島法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と川島法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）木村尚二氏は、当社の主要株主である日本紙通商株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社は日本紙通商株式会社との間に商品仕入等の取引関係があります。
- ・取締役（監査等委員）西本智美氏は、当社の主要株主である日本製紙株式会社の従業員を兼務しております。なお、当社は日本製紙株式会社の持分法適用関連会社であり、同社製品を販売代理店を通して購入しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	川 又 肇	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席し、監査等委員会7回のうち7回に出席いたしました。 紙業界において長年にわたり管理・監査部門の要職を歴任され、その豊富な知識と経験をもとに、経営全般に対する監査・監督的視点から積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会委員長として内部統制システムに関する助言・指導を行うなど監査・監督機能を主導するほか、報酬諮問委員として客観的・中立的立場で取締役報酬の妥当性につき検証を行っております。
取締役 (監査等委員)	川 島 英 明	当事業年度開催の取締役会11回のうち9回に出席し、監査等委員会7回のうち6回に出席いたしました。 弁護士として企業法務に精通しており、その高度な専門知識・経験をもとに、主にコンプライアンスの視点から積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬諮問委員として客観的・中立的立場で取締役報酬の妥当性につき検証を行っております。
取締役 (監査等委員)	木 村 尚 二	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、監査等委員会7回のうち5回に出席いたしました。 紙業界において営業部門の要職を歴任されており、その豊富な知識と業務執行経験をもとに、経営全般に対する監査・監督的視点から積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、内部監査に関する助言を行うなど、適宜必要な発言を行っております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	西 本 智 美	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、監査等委員会7回のうち7回に出席いたしました。 紙業界において管理・企画部門の要職を歴任されており、その豊富な知識と経験をもとに、経営全般に対する監査・監督的視点から積極的に意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、財務面および内部監査に関する助言を行うなど、適宜必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 永和監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額は区分できず、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり取締役会で決議し取り組んでおります。

- ① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制
 - a. 取締役会は、コンプライアンス体制にかかる行動規範を制定し、取締役および使用人が法令・定款、社会規範を遵守した行動をとるとともに、社内へその内容を周知徹底しております。
 - b. 監査室は、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施し、会社の業務が法令・定款および社内規程に則して適正かつ妥当に実施されているかについて調査・検証し、その結果を社長および監査等委員会に報告しております。
 - c. 経営企画本部は、「ヘルプライン規則」に基づき、法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止および早期発見のための通報・相談窓口となり、その内容を社長および監査等委員会に報告しております。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 経営企画本部は、「文書管理規程」に基づき、次に定める文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに保存しております。
株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関する会議議事録、取締役を最終決裁者とする起案書および契約書、その他文書管理規程に定める文書類
 - b. 前項に定める文書は、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとしております。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 「リスク管理基本規程」および「危機管理細則」を定め、リスク管理体制を構築しております。
 - b. 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、外部アドバイザー等と連携して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会を毎月開催するほか、取締役会を補完する機関として経営戦略会議を毎週開催し、営業状況の実務的な検討や職務執行に関する報告等、経営環境変化への対応と迅速な意思決定ができる体制をとっております。
 - b. 「取締役会規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、各職位に分掌する職務権限とその行使手続きを明確に定め、職務執行の効率化を図っております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - a. 「共同紙販ホールディングス行動規範」をグループ会社も共有し、法令・定款、社会規範を遵守した行動をとっております。
 - b. 当社は、グループ会社から定期的に業務報告を受け、必要に応じて適切なサポートを行い、グループ全体の経営効率化を推進しております。
 - c. 監査室は、グループ会社の内部監査を実施し、その結果を社長および監査等委員会に報告しております。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 監査等委員会の監査が実効的かつ円滑に執行されるために監査室がその業務の補助を行い、監査等委員会の職務を補完しております。
 - b. 監査等委員会の補助を行う使用人について、その人事異動・懲戒処分等は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとしております。
- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、必要に応じて取締役会以外の重要な会議に出席できるものとしております。
 - b. 取締役および使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社グループに対し損害を及ぼす恐れのある事実について、監査等委員会に対して速やかに報告するものとしております。
 - c. 監査等委員会は、その職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、取締役および使用人に報告を求めることができるものとしております。

- d. 当社は、監査等委員会への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しております。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、必要に応じて監査等委員以外の取締役および使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人とそれぞれ適宜に意見交換を行っております。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および排除に向けた体制
- a. 「共同紙販ホールディングス行動規範」において、反社会的勢力および団体との関係拒絶について明記し、断固とした姿勢で臨むことを基本方針としております。
- b. 反社会的勢力からの不当要求に対する窓口を総務企画部と定め、情報収集や他企業との情報交換に努めております。また、有事に備えて、「反社会的勢力排除に向けた取組」および「反社会的勢力対応マニュアル」を整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化しております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

運用状況につきましては、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、各部署において適切な運営に努めており、監査等委員会と監査室が緊密な連携を取ることによって、十分なモニタリングに努めております。また、週1回開催される経営戦略会議において継続的に経営上のリスクを検討し、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

(5) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は株主の皆様のご期待に応えるため、経営基盤の強化と収益力の向上に努めてまいります。利益配分につきましては、業績状況を勘案した上で可能な限り安定した配当を維持していく方針であります。

当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本としております。また、会社法第459条第1項および同第460条第1項に基づき、「剰余金の配当等については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める」旨を定款に規定しております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき50円とさせていただきます。

なお、期末配当金は2021年6月30日からお支払いいたします。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,061,602	流 動 負 債	4,606,853
現金及び預金	1,536,400	支払手形及び買掛金	4,287,438
受取手形及び売掛金	2,617,652	電子記録債務	99,928
電子記録債権	525,188	賞与引当金	13,714
商 品	883,370	そ の 他	205,772
未 収 入 金	452,759	固 定 負 債	347,920
そ の 他	50,304	退職給付に係る負債	305,225
貸倒引当金	△4,074	そ の 他	42,694
固 定 資 産	2,390,191	負 債 合 計	4,954,773
有 形 固 定 資 産	1,350,373	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	595,045	株 主 資 本	3,588,671
機械装置及び運搬具	35,253	資 本 金	2,381,052
土 地	711,383	資 本 剰 余 金	782,473
そ の 他	8,690	利 益 剰 余 金	663,901
無 形 固 定 資 産	292,545	自 己 株 式	△238,756
の れ ん	278,999	その他の包括利益累計額	△92,423
ソ フ ト ウ エ ア	13,545	その他有価証券評価差額金	△92,423
投 資 其 他 の 資 産	747,272	非 支 配 株 主 持 分	772
投 資 有 価 証 券	345,254	純 資 産 合 計	3,497,019
出 資 金	218,921	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,451,793
繰 延 税 金 資 産	109,602		
そ の 他	73,493		
資 産 合 計	8,451,793		

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,224,906
売上原価	11,566,226
売上総利益	1,658,680
販売費及び一般管理費	1,654,176
営業利益	4,503
営業外収益	179,706
受取利息	5
受取配当金	20,496
設備賃貸料	7,631
助成金収入	145,208
その他	6,365
営業外費用	167,234
有形売却損失	5,585
持分法による投資損失	41
休業手当	157,837
その他	3,770
経常利益	16,976
特別利益	90,812
固定資産売却益	46,949
投資有価証券売却益	43,862
特別損失	8,710
固定資産売却損	8,710
税金等調整前当期純利益	99,078
法人税、住民税及び事業税	43,146
法人税等調整額	16,556
法人税等合計	59,703
当期純利益	39,374
非支配株主に帰属する当期純利益	1
親会社株主に帰属する当期純利益	39,372

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,381,052	782,473	658,008	△238,705	3,582,829
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△33,479		△33,479
親会社株主に帰属する 当期純利益			39,372		39,372
自己株式の取得				△51	△51
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	5,893	△51	5,841
当 期 末 残 高	2,381,052	782,473	663,901	△238,756	3,588,671

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△96,116	△96,116	770	3,487,483
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△33,479
親会社株主に帰属する 当期純利益				39,372
自己株式の取得				△51
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,692	3,692	1	3,694
当期変動額合計	3,692	3,692	1	9,536
当 期 末 残 高	△92,423	△92,423	772	3,497,019

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 連結子会社の数 | 2社 |
| (2) 連結子会社の名称 | 関東流通株式会社
ファイビストオフィス株式会社 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 持分法適用関連会社の数 | 1社 |
| (2) 持分法適用関連会社の名称 | 株式会社未来戦略研究所 |

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、親会社の建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しております。2017年4月1日以後に取得した附属設備及び構築物は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～49年

機械装置及び運搬具 4～12年

その他 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社および一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法および償却期間

のれんは20年間の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

② 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産	出資金	217,121千円
② 担保に係る債務	買掛金	96,367千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		1,291,272千円
(3) 貸倒引当金直接控除額		
投資その他の資産		2,776千円
(4) 受取手形裏書譲渡高		69,582千円
(5) 手形債権流動化による譲渡高		1,212,432千円
(6) 手形債権流動化による受取手形譲渡代金		
未収入金		327,869千円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	735,344		-		-	735,344

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	65,756		11		-	65,767

(変動事由)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 11株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月8日 取締役会	普通株式	33,479	50.00	2020年3月31日	2020年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

- ・取締役会決議日 2021年5月7日
- ・配当金の総額 33,478千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 50.00円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月30日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に洋紙の卸売事業を行うための資金計画等に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入および手形債権流動化により調達しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金及び電子記録債務はほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に必要な資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係る管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表額により表わされています。

② 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

借入金のうち一部は短期プライムレートに連動しており、たえず、金利動向を把握し、残高を管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,536,400	1,536,400	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,617,652	2,617,652	—
(3) 電子記録債権	525,188	525,188	—
(4) 未収入金	452,759	452,759	—
(5) 投資有価証券	337,254	337,254	—
資産計	5,469,255	5,469,255	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,287,438	4,287,438	—
(2) 電子記録債務	99,928	99,928	—
負債計	4,387,367	4,387,367	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	8,000
出資金	218,921

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、含まれておりません。

V. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、賃貸用の倉庫（土地を含む）を有しております。

2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は11,553千円（賃貸収入は売上に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
739,528	△729,320	10,208	11,433

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産価格査定書に基づく金額、その他の物件については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額であります。

VI. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 5,221円58銭

(2) 1株当たり当期純利益 58円80銭

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,907,527	流 動 負 債	4,758,183
現金及び預金	1,381,243	買掛金	4,280,258
受取手形	407,537	電子記録債務	99,928
売掛金	2,201,710	関係会社短期借入金	153,000
電子記録債権	525,188	未払金	20,540
商品	883,370	未払費用	62,363
前払費用	44,428	未払法人税等	7,445
未収入金	460,312	前受金	617
その他	7,810	預り金	20,683
貸倒引当金	△4,074	賞与引当金	7,614
		その他	105,733
固 定 資 産	2,597,185	固 定 負 債	318,306
有 形 固 定 資 産	1,345,555	退職給付引当金	277,584
建物	591,892	預り保証金	5,200
構築物	3,148	資産除去債務	9,360
機械及び装置	12,407	リース債務	26,161
車両及び運搬具	18,552	負 債 合 計	5,076,490
器具及び備品	8,171	純 資 産 の 部	
土地	711,383	株 主 資 本	3,520,646
無 形 固 定 資 産	292,507	資 本 金	2,381,052
のれん	278,999	資 本 剰 余 金	782,473
ソフトウェア	13,508	その他資本剰余金	782,473
投 資 そ の 他 の 資 産	959,122	利 益 剰 余 金	595,877
投資有価証券	344,442	利 益 準 備 金	39,116
関係会社株式	224,332	その他利益剰余金	556,760
関係会社長期貸付金	217,121	繰越利益剰余金	556,760
出資金	1,800	自 己 株 式	△238,756
繰延税金資産	97,932	評価・換算差額等	△92,423
その他	73,493	その他有価証券評価差額金	△92,423
資 産 合 計	8,504,713	純 資 産 合 計	3,428,222
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,504,713

損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	13,230,818
売 上 原 価	11,590,160
売 上 総 利 益	1,640,657
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,656,233
営 業 損 失	15,576
営 業 外 収 益	164,451
受 取 利 息 及 び 配 当 金	14,470
設 備 賃 貸 料	7,631
助 成 金 収 入	136,040
そ の 他	6,309
営 業 外 費 用	160,280
支 払 利 息	2,256
手 形 売 却 損	5,585
休 業 手 当	148,668
そ の 他	3,770
経 常 損 失	11,404
特 別 利 益	90,812
固 定 資 産 売 却 益	46,949
投 資 有 価 証 券 売 却 益	43,862
特 別 損 失	8,710
固 定 資 産 売 却 損	8,710
税 引 前 当 期 純 利 益	70,697
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	33,929
法 人 税 等 調 整 額	17,463
法 人 税 等 合 計	51,393
当 期 純 利 益	19,303

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	2,381,052	782,473	782,473	35,768	574,284	610,053	△238,705	3,534,874
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△33,479	△33,479		△33,479
当 期 純 利 益					19,303	19,303		19,303
自 己 株 式 の 取 得							△51	△51
利 益 準 備 金 の 積 立				3,347	△3,347	-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	3,347	△17,523	△14,175	△51	△14,227
当 期 末 残 高	2,381,052	782,473	782,473	39,116	556,760	595,877	△238,756	3,520,646

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△96,116	△96,116	3,438,757
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△33,479
当 期 純 利 益			19,303
自 己 株 式 の 取 得			△51
利 益 準 備 金 の 積 立			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,692	3,692	3,692
当 期 変 動 額 合 計	3,692	3,692	△10,534
当 期 末 残 高	△92,423	△92,423	3,428,222

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しております。2017年4月1日以後に取得した附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～49年

構築物 10～20年

機械及び装置 12年

器具及び備品 3～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

II. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,230,417千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	13,597千円
(3) 関係会社に対する長期金銭債権	217,121千円
(4) 関係会社に対する短期金銭債務	273,866千円
(5) 貸倒引当金直接控除額	
投資その他の資産	2,776千円
(6) 受取手形裏書譲渡高	69,582千円
(7) 手形債権流動化による譲渡高	1,212,432千円
(8) 手形債権流動化による受取手形譲渡代金	
未収入金	327,869千円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引高

売上高	78,355千円
仕入高	676,951千円
その他の営業取引高	178,071千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	65,756株	11株	－株	65,767株
合計	65,756	11	－	65,767

(変動事由)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株式の買取による増加 11株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,580千円
賞与引当金	2,331千円
退職給付引当金	84,996千円
土地有税評価減	7,637千円
子会社株式評価減	78,780千円
その他有価証券評価差額金	28,300千円
その他	25,808千円
繰延税金資産小計	230,434千円
評価性引当額	△131,273千円
繰延税金資産合計	99,161千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,229千円
繰延税金負債合計	△1,229千円
繰延税金資産の純額	97,932千円

VI. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 当社の親会社および主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要 株主	日本紙通商(株)	東京都 千代田区	1,000,000	卸売業	(被所有) 直接 11.7	商品の仕入	洋紙等の購入	4,412,653	買掛金	1,901,941
	日本紙パルプ 商事(株)	東京都 中央区	16,648,920	卸売業	(被所有) 直接 10.7	商品の仕入	洋紙等の購入	1,046,722	買掛金	319,583

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

仕入価格の決定は、市場価格および同業競合価格等を勘案し、折衝の上、調整しております。

(2) 当社の子会社および関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ファイビスト オフィス(株)	東京都 台東区	500	卸売業	(所有) 直接 20.0	商品の仕入	資金の貸付	3,570	関係会 社長 貸付金	217,121
							洋紙等の購入	701,017	買掛金	96,367
							利息の受取	3,179	—	—
子会社	関東流通(株)	埼玉県 戸田市	100,000	倉庫業	(所有) 直接 100.0	資金の借入 役員の兼任	資金の借入	—	関係会 社短 借入金	153,000
							利息の支払	2,256	—	—
関連会社	(株)未来戦略研 究所	東京都 千代田区	3,000	調査研究	(所有) 直接 33.3	役員の兼任	—	—	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

仕入価格の決定は、市場価格および同業競合価格等を勘案し、折衝の上、決定しております。

貸付金および借入金の金利は、市場金利の動向を勘案し、折衝の上、決定しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 5,119円98銭

(2) 1株当たり当期純利益 28円83銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社共同紙販ホールディングス
取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区
指定社員 公認会計士 伊藤 嘉基 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 佐藤 弘章 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社共同紙販ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社共同紙販ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社共同紙販ホールディングス
取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区
指定社員 公認会計士 伊藤 嘉基 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 佐藤 弘章 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社共同紙販ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社共同紙販ホールディングス 監査等委員会

監査等委員 川 又 肇 ㊟

監査等委員 川 島 英 明 ㊟

監査等委員 木 村 尚 二 ㊟

監査等委員 西 本 智 美 ㊟

(注) 監査等委員川又 肇、川島英明、木村尚二及び西本智美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ぐん じ かつ み 郡 司 勝 美 (1954年1月8日生)	1983年4月 河内屋紙(株) (現(株)共同紙販ホールディングス) 入社 1994年7月 当社常務取締役管理本部長兼総合企画室長兼経理部長兼財務部長 2001年6月 当社専務取締役管理本部長兼総合企画室長兼財務部長兼電算室長 2003年6月 当社取締役副社長兼管理本部長 2006年6月 当社代表取締役社長 (現任) 2008年10月 関東流通(株) (当社子会社) 代表取締役社長 (現任)	8,253株
2	かな や よし の すけ 金 谷 吉 之 助 (1954年7月7日生)	1977年4月 (株)芳賀洋紙店 (現(株)共同紙販ホールディングス) 入社 2007年6月 はが紙販(株) (現(株)共同紙販ホールディングス) 洋紙営業本部長 2010年6月 当社取締役執行役員洋紙本部長 2016年4月 当社取締役常務執行役員西日本営業統括兼大阪支店長 2018年4月 当社取締役常務執行役員西日本営業管掌兼大阪支店長 2020年4月 当社取締役専務執行役員全店営業統括 (現任)	1,432株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	坂本浩紀 (1954年9月24日生)	1998年7月 河内屋紙(株) (現(株)共同紙販ホールディングス) 入社 2006年6月 当社取締役営業本部長代理兼営業推進部長 2007年6月 関東流通(株) (当社子会社) 代表取締役社長 2010年4月 当社執行役員内部統制室長 2011年6月 当社常勤監査役 2016年6月 当社取締役常務執行役員社長室長 2018年4月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼総務企画部長 (現任)	3,057株
4	木村純也 (1963年9月30日生)	1987年3月 河内屋紙(株) (現(株)共同紙販ホールディングス) 入社 2008年4月 当社取締役管理企画本部長代理兼人事部長 2010年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼監査室長 (現任)	2,594株
5	市川裕三 (1963年12月6日生)	1988年4月 (株)芳賀洋紙店 (現(株)共同紙販ホールディングス) 入社 2010年4月 当社洋紙本部洋紙二部長 2012年4月 当社大阪支店第二営業部長 2015年4月 当社執行役員福岡支店長 2017年4月 当社執行役員本店洋紙本部長 2018年6月 当社取締役執行役員本店洋紙本部長 2020年4月 当社取締役常務執行役員本店洋紙本部長 (現任)	500株

- (注) 1. 当社は、取締役候補者郡司勝美氏が代表取締役社長を務めております関東流通(株)との間に営業取引関係があります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式数には、共同紙販役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の11頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されたと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役西本智美氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任されます監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ さい どう けん し 斉 藤 賢 司 (1968年4月16日生)	1992年4月 十條製紙(株) (現日本製紙(株)) 入社 2016年6月 日本製紙(株)営業統括本部営業企画部主席調査役 2019年4月 同社印刷用紙営業本部印刷用紙管理部長 (現任)	一株

- (注) 1. ※は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 斉藤賢司氏は、社外取締役候補者であります。
4. 斉藤賢司氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、同氏は日本製紙(株)において営業管理部門の要職を歴任しており、その豊富な知識・経験を活かして、経営管理・企画の観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 斉藤賢司氏が選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が定める額であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の11頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲 「Room 4」
電話 (03) 3548-3770



会場において、新型コロナウイルスの感染予防のための措置を講じさせていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(交 通) 「日本橋駅」 A7出口 直結
(東西線・銀座線・浅草線)
「東京駅」 八重洲北口徒歩8分
(J R線・丸ノ内線)

